

指宿市 男女共同参画 基本計画



一人ひとりの人権が尊重され、
誰もが安心して快適に暮らすことができるまち

平成20年3月

指宿市

男女共同参画社会の形成は、人権と環境の世紀である21世紀の社会の基盤となる最も重要な課題です。人権尊重を基盤とするこの取組は、国・地域を問わず共通の課題であり、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されました。

本市は、男女共同参画社会基本法の「男女の人権の尊重」の理念に基づき、男女共同参画社会の形成を一人ひとりが暮らしやすいまちづくりに向けた市政の重点方針として位置づけています。

男女共同参画社会基本法

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

「男女の人権の尊重」

「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。」男女共同参画社会の形成に向けた取組の基盤となる理念です。

(男女共同参画社会基本法第3条「男女の人権の尊重」)

はじめに



一人ひとりのより良い暮らしづくりのためには、誰もがその人権を尊重されることが重要な要素であります。また、社会・経済環境は大きく変化し、今の時代ほど、地方自治の力量が問われ、その役割と責務の大なることはありません。この変化に柔軟かつ弾力的に対応し、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることが求められています。

その基盤として、一人ひとりの人権が尊重され、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要な課題です。

このような認識のもと、市では男女共同参画社会の実現を市政の重点方針ととらえ、第一次総合振興計画の「重点戦略」に位置づけています。

そこで、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心して快適に暮らすことができるまちをめざし、男女共同参画社会の形成の推進に向けて全庁的に施策を推進するために、この計画を策定しました。「意識づくり」「暮らしの質の向上」「地域力の向上」を基本目標とし、10の重点課題に基づいて、一人ひとりの多様なあり方を尊重する男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進します。

一人ひとりのより良い暮らしをめざす男女共同参画社会の形成の推進に向けて、市民と行政がともに進むために、市民の皆様並びに関係機関のより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり、貴重な提言をまとめていただいた指宿市男女共同参画推進懇話会の皆様をはじめ、意識調査やグループインタビュー、パブリック・コメント等を通じてご協力いただいた皆様、その他関係機関の皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成20年3月

指宿市長 田原迫 要